7　「ホルダー番号」　当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注５の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

備考１　この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第１項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。

2　書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とし、提出部数は１通とすること。

3　第42条第１項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票１通とすること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第１項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第二十七（第24条の３関係）

整理番号（注１）		

許可使用者／許可廃棄業者　である法人の　合併／分割　に係る認可申請書

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の２　第１項／第２項　の規定により　許可使用者／許可廃棄業者　である法人の　合併／分割　の認可を申請します。

［略］

注　１・２　［略］

3　「合併又は分割の方法及び条件」　吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。

４・５　［略］

6　「地位の承継に係る工場若しくは事業所又は廃棄事業所」　地位の承継に係る工場若しくは事業所又は廃棄事業所を全て記載すること。

備考１～５　［略］

様式第二十八（第24条の４関係）

整理番号（注１）		

届出使用者／届出販売業者／届出賃貸業者　である法人の　合併／分割　に係る届

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第26条の２第８項の規定により　届出使用者／届出販売業者／届出賃貸業者　である法人の　合併／分割　を届け出ます。

［略］

様式第二十七（第24条の３関係）

整理番号（注１）		

許可使用者／許可廃棄業者　である法人の　合併／分割　に係る認可申請書

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第26条の２　第１項／第２項　の規定により　許可使用者／許可廃棄業者　である法人の　合併／分割　の認可を申請します。

［同上］

注　１・２　［同上］

3　「合併又は分割の方法及び条件」　吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。

４・５　［同上］

6　「地位の承継に係る工場若しくは事業所又は廃棄事業所」　地位の承継に係る工場若しくは事業所又は廃棄事業所をすべて記載すること。

備考１～５　［同上］

様式第二十八（第24条の４関係）

整理番号（注１）		

届出使用者／届出販売業者／届出賃貸業者　である法人の　合併／分割　に係る届

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第26条の２第８項の規定により　届出使用者／届出販売業者／届出賃貸業者　である法人の　合併／分割　を届け出ます。

［同上］